

改正案	現行
<p>（審査課の所掌事務） 第三百三十七条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p>	<p>（審査課の所掌事務） 第三百三十七条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車についての改善措置に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p>